

南丹市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成20年3月

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者と比べ高額になっているのではないかと指摘や批判があります。当市におきましては、技能労務職員等の職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡を保つため、市民の理解と納得が得られるよう、技能労務職員等の給与水準の適正化に向けた今後の取組方針を策定しました。

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ（平成19年4月1日現在）

区分	公務員				民間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
南丹市計	29人	53.5歳	280,603円	294,404円	—	—	—	—
用務員	17人	53.4歳	276,200円	291,144円	用務員	53.9歳	227,200円	1.28
調理員	11人	53.0歳	289,645円	298,291円	調理士	39.8歳	287,700円	1.04
運転手	1人	※歳	※円	※円	自家用乗用自動車運転者	55.5歳	281,500円	※
京都府	—	50.4歳	360,548円	434,445円	—	—	—	—
国	—	48.8歳	287,094円	—	—	—	—	—
類似団体 (I-1)	—	47.5歳	303,078円	327,575円	—	—	—	—

- 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。
 - 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 - 民間従業員データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（賃金構造基本統計調査：平成16～18年の3ヵ年平均）
なお、用務員は全国計のデータ、調理士及び自家用乗用自動車運転者は京都府計のデータを使用しています。
 - 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 対象となる職員数が1人の場合は個人情報特定されるため、平均給料月額等は公表しません。

(2) 年齢別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
南丹市計							1人	5人	2人	9人	12人	
用務員							1人	3人		6人	7人	
調理員								2人	2人	3人	4人	
運転手											1人	

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

一般行政職と同じく、国の行政職給料表（一）を適用（4級制）

イ 手当

一般行政職と同じ基準で手当を支給（技能労務職員に係る特殊勤務手当はありません。）

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、合併以降（平成18年1月）、新規の採用は行っていません。

今後の取り扱いとしては、平成19年4月に策定した南丹市職員定員適正化計画に基づく定員管理を実行している現状であり、基本的に退職不補充とし新規正職員の採用は行わず、職員の退職や休職等によって人員不足となった場合は、期間限定の臨時職員・嘱託職員の任用や民間委託で対応することとします。

3 具体的な取組内容

①定員について

今後、定年退職に伴う職員の採用は行わずに退職不補充とし定員を削減します。

平成20年4月より公用車運転手をすべて廃止します。

②給与について

同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等の動向に留意しながら適正な給与制度・運用となるよう見直しを進めます。

③諸手当について

合併の際に技能労務職に係る特殊勤務手当はすべて廃止したため、現在のところ手当の見直しは検討していません。